

平成23年第12回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成23年12月22日

午後2時30分～午後4時20分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

早速ですが日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

前回の会議録の署名についてであります。既に調製を終わり署名も得ておりますので、御了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。3番の石川委員と4番の小林委員でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） まず、12月の報告と、それから1月の予定につきましてはお手元に御配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは、昭島市と岩泉町との森林保全のための連携に関する協定の締結について御報告をさせていただきます。

御案内かと思いますが、都市と地方が連携して地球温暖化対策推進に向け、森林保全などを行い、森林が持っているCO₂吸収機能によるCO₂吸収量と、都市が排出するCO₂排出量とを相殺していく仕組みの一つとして、「カーボン・オフセット」があります。

現在、昭島市においては、環境審議会において、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地球温暖化対策地域推進計画」を審議していただいております。

今後、この計画において、CO₂の排出削減目標が掲げられ、温暖化対策を計画的に進めていくことが想定され、昭島市においても近い将来、「カーボン・オフセット」を導入する必要があるものと思われま。

昭島市との交流都市である岩手県岩泉町は、東日本大震災復興支援の一環として、町有林約3,460ヘクタールについて第三者認証機関から、「カーボン・オフセット」の運用に必要な調査・評価・認証について、無償提供を受けることとなりました。

岩泉町では今後、「カーボン・オフセット」の運用により、森林整備経費の調達を行っていくこととなりますが、この運用の前に、昭島市に対して、認証を受けた町有林のCO₂吸収量の一部を「特定者間完結型カーボン・オフセット」として提供したいとの申し出があり、この協定を締結することとなったわけでありま。

協定の内容といたしましては、二酸化炭素吸収量を増加させるための森林保全。木材資源の有効活用による二酸化炭素の放出抑制。

森林における自然体験、環境学習及び交流促進。

昭島市が岩泉町の森林保全に協力することによって、増加した二酸化炭素吸収量を昭島市の二酸化炭素排出量から相殺する仕組みづくり。

これなどを連携・協力して行うということでありま。

そして、平成26年度には、「カーボン・オフセット協定」の締結及び運用が予定されるようになっております。

なお、この連携に関する協定の締結は12月20日、おととい、岩泉町において、

北川市長と伊達町長との間で取り交わされたことを申し添えておきます。

私のほうからは以上ですが、教育委員会の名義使用につきましては、御配付のとおり3件でありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ただいまの御報告について、質問や御意見などございますでしょうか。昭島市と岩泉町の間で森林保全のための協定を結ばれたということでございますけれども、よろしいですか。

具体的にCO₂削減というか、そのカーボン・オフセットといったような運用については、なかなか私たちにとっては余り実感のわからないものですが、実際には国と国の間でもそのように行われていくという状況とか、そういうことを勉強するのにも非常にいい教材となるのではないかとも思いますので、ぜひその中身について学校などでも子どもたちが勉強して、そういうことを、自分たちと非常に近い位置にある岩泉町とそういう協定を結んだということも、実際によく知っていただけるといいと感じました。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、この件は終わりたいと思います。

それでは、続きまして日程5、議事に移ります。

議案第31号 昭島市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について、説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 議案第31号 昭島市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について御提案申し上げます。

昭島市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の任期が平成23年12月24日をもって満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、委員長及び委員長職務代理者を選任していただく必要がございます。そのため、本日この議案を提出させていただきました。

また、委員長の選任方法でございますが、昭島市教育委員会会議規則第1条で、委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た委員をもって当選人とすると定められております。また、委員長職務代理者の選任方法は、同規則第2条で委員長選挙を準用すると定められておりますので、委員長選挙と同様の方法となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ただいま議案第31号について説明を終わりました。

この件に対して、何か質問や御意見、御要望などはございますでしょうか。

特にないようですので、それでは、委員長選挙を開始してください。

○庶務課長（丹羽 孝） ただいまから、委員長選挙の投票用紙を配付させていただきます。無記名投票と決められておりますので、委員長の候補者名のみご記入をお願いいたします。

それでは、投票用紙をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○庶務課長(丹羽 孝) それでは、投票用紙を回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

(投票用紙回収)

○庶務課長(丹羽 孝) ただいまから選挙の結果を発表させていただきます。

有効投票5票のうち、紅林委員4票、寺村委員1票です。よって、教育委員会会議規則第1条の規定により、紅林委員が委員長に選任されました。

なお、委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定に1年と定められておりますので、任期は平成23年12月25日から平成24年12月24日となります。

以上でございます。

では、続きまして、委員長職務代理者の選挙の投票用紙を配付させていただきます。委員長選挙同様、無記名投票と決められておりますので、委員長職務代理者の候補者名のみ御記入をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○庶務課長(丹羽 孝) それでは、投票用紙を回収させていただきます。

(投票用紙回収)

○庶務課長(丹羽 孝) ただいまから選挙の結果を発表させていただきます。

有効投票5票のうち、寺村委員4票、小林委員1票でございます。教育委員会会議規則第2条の規定により、寺村委員が委員長職務代理者に選任されました。

なお、ただいま選任されました寺村委員長職務代理者の任期でございますが、委員の任期が平成24年4月7日までとなっておりますので、委員長職務代理者の任期は平成23年12月25日から平成24年4月7日までとなります。

なお、平成24年教育委員会第1回定例会からの議席番号についてでございますが、変更なしということですのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(紅林由紀子) ありがとうございます。

それでは、選挙の結果、寺村委員さんが委員長職務代理者、そして私、紅林が委員長として選任されました。また皆様よろしくお願いいたします。

それでは、まず寺村委員、委員長職務代理者として、お願いいたします。

○委員(寺村豊通) 今までと同じように、引き続きまた委員長を補佐しながら一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから一言ごあいさつさせていただきます。

まずは、皆さん、この1年間本当に何とか無事務められましたのも、委員の皆様方、そして事務局の皆様方のお支えいただいたからだと思っております。本当にありがとうございます。

私としましては、本当に自分の力不足で、自分として何ができたのかなという

ふうに思いますと、本当に何もできていないのではないかなというような気持ちが非常に強いんですけども、教育委員会といたしましては、いろいろな事業、そしてことしは特に3月11日の東日本大震災といった大きな災害、そしてその後の原発の事故といったことに対して、事務局の皆さんが本当に日々もう変わりゆく事態に対して的確に臨機応変に対応していただきまして、大きなトラブルにもならずここまでできましたことを本当に心より感謝申し上げます。

ほかの市の教育委員さんとかとお話しする機会もちょっとあったりするんですけども、あの事故の後に学校で、極めて通常に近い形で授業ができて、しかも給食も食べられてといった市は、そんなに多くなかったように聞いております。そういった意味でも、ああいった事態だからこそ、なるべく平常に近い形で子どもの学びを守っていただけましたことを、保護者の一人といたしましても、本当に厚く御礼申し上げます。

また、節電、計画停電、いろいろありました。そういった中でも、社会教育の皆様、そして学校教育の皆様、本当に大変なことが多かったと思うんですけども、皆さんが力を合わせて、今までにないようなことに、その都度その都度細かく対応していただいたおかげだと思います。

まだまだ事故の影響も残っておりますし、またあるいは来年から中学校においても新学習指導要領が本格的に実施されますこと、社会教育施設のこと、特別支援教育のこと、いろいろ課題は山積みでございますけれども、本当に皆様お一人お一人の力を十二分に発揮していただきまして、私も本当にない知恵を、頭を右に左に振って創意工夫を重ねて、よりよい教育を目指して日々努力してまいりますので、また1年間、どうぞよろしく願いいたします。

あいさつが長くなりまして申しわけありませんでした。

それでは、以上をもちまして議案第31号について終了したいと思います。

それでは、議案の審議が終わりましたので、本日は協議事項がございませんので、報告事項に移ります。

報告事項1 平成23年第4回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について、報告をお願いいたします。

○学校教育部長（細谷訓之） 平成23年の第4回の市議会定例会は、11月、先月の30日から開催されまして、12月15日で終了いたしました。

一般質問につきましては、教育に関しては6人の委員の方から御質問をいただき、そのうち学校教育に関しましては5件でありました。概略について御報告を申し上げます。

それでは、恐れ入ります、報告資料1をごらんいただきたいと思います。

3ページをお開きください。初めに、みらいネットワークの内山真吾議員からでございます。中1ギャップについての御質問がありました。中1ギャップの解消には、小中の連携はもとより、同一の中学校の学区内にあるほかの小中学校間の交流が非常に必要ではないかとのことでございました。現在の小中の連携の私どもの取り組みを申し上げるとともに、今の御質問にあったような小中学校間の交流も含めて、今後も、子どもたちが円滑に中学校生活になじめるように努めていくということで御答弁申し上げます。

次に、同じく小学校の移動教室にインストラクターなどの指導員を配置できないかとのことをございました。必要性については承知しておりますけれども、今の財政状況下では実現は難しいということでお答えしております。

また、子どもの人権SOSミニレターというのがございまして、これの活用について、どのように活用しているかとの御質問でありました。これは、学校のほうで配布して、子どもたちから上げていただいているというような形にしておりますけど、そういった状況を申し上げて、御理解いただいております。

次に、6ページになりますが、公明党の昭島市議団の橋本正男議員からは、学校規模の適正化についてということで御質問をいただきました。少子化の進展で、子どもたちの数は今後どのように推移していくのか。また、学校の適正規模について、新たな見直しの時期に来ているのではないかという、そういう観点からの御質問でございました。この問題につきましては教育長から、児童生徒数の現状と今後の見通しを申し上げるとともに、今後できるだけ早い時期に、学校規模の適正化に向けた検討に入っていきたいということでお答えを申し上げます。

次に、7ページになりますが、みらいネットワークの大嶽貴恵議員からは、ライフステージに合った切れ目のない継続した発達障害支援体制について御質問がございました。御質問の趣旨は、市の各部署や関係機関と連携して、発達障害などの特別な支援が必要な児童生徒をトータルに支援していくような体制がとれないかということをございました。御質問は障害者施策の全体にかかわるものでありますので、保健福祉部と、学校教育は学校教育部でお答えしております。

教育委員会への御質問は、現在作成中の昭島市特別支援教育推進計画の状況、それから学校現場での発達支援施策の現状と課題、リソースルーム、個別支援計画などの支援施策の今後の考え方などをございました。教育委員会といたしましては、今東京都の特別支援教育推進計画の第3次計画というのをモデル事業を含めて実施しておりますけれども、その動向を注視していくとともに、現在作成中の昭島市特別支援教育推進計画において、関係機関とも連携したようなことを配慮した計画としてまいりたいということでお答えいたしました。

次に、10ページになりますが、自由民主党昭島市議団の木崎親一議員からは、キャリア教育の一環として、落語の出前講座を実施してはどうかとの御提言でありました。本市でも、過去には落語家の方をお呼びした出前授業も実施したことがありましたので、こうした状況を申し上げるとともに、御提言の内容は、具体的に昭島市商工会商業部会で実施している街道寄席というのがあるのですが、これを、舞台を借りて学校でやってはどうかというような趣旨でございましたので、これは担当部署とも調整を図り、実施が可能であれば検討してまいりたいということでお答えしております。

次に、11ページになりますが、みらいネットワークの篠原有加議員からは、放射能に関して、学校間、教師間において認識の違いがあるのではないかという御指摘でありました。具体的には、学校給食をやめて、放射能が心配なのでお弁当を持参することを申し出た保護者の方がいた場合に、それが認められた場合と認められないような場合があったりとか、汚染率の高い、例えばシイタケ類とかそういったことを、保護者の意向で、食べないでくるように子どもに指示したところ、食育の観点で、残さないでというような指導もあったとか、その辺でいろいろ取

り扱いが統一されていないということで御指摘がございました。教育委員会では、東日本大震災に伴う基本的な対応につきましては、委員の先生方にも御議論いただいて、5月、6月の時点で統一的な考えを持って、既に学校に通知いたしました。給食の取り扱いについても、校長会などを通じて常にお知らせしておりましたけれど、そういうこともあったという事実もあれば、再度徹底するというところで、これにつきましては、12月7日に校長会がございまして、そのときに文書により改めて通知するような形で徹底させていただきました。

学校教育の質問については、以上でございます。

○生涯学習部長（伊東一彦） 平成23年第4回市議会定例会での、生涯学習部に関しての一般質問につきまして御報告申し上げます。

生涯学習部では、みらいネットワークの小林浩司議員、1名から御質問をいただきました。

恐れ入ります、報告資料1の9ページをお開きいただきたいと存じます。

御質問は東部地区図書館の今後の対策についてということで、内容につきましては、現在図書館を中心といたしました社会教育複合施設が昭和町一丁目の庁舎跡地に建設が予定されている中で、現在の市民図書館が移転した後の東部地区の図書館についての市の考え方と、設置する場合は市民の意見を取り入れるべきではないかとの御質問でした。答弁といたしましては、市では市民図書館移転後の東部地区への図書館の必要性は十分認識しており、今後、財政状況や民間開発の動向等を勘案し、設置する方向で検討するということであると答弁申し上げ、また、現在場所や規模等については未定でございますけれども、設置に際しましては地域住民等の意見を参考にし、検討していくということで御答弁申し上げます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

報告事項の1について説明が終わりました。

この件について、質問や御意見などございますでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 内山議員の小学校移動教室での指導員の配置についてということなんですが、私も、補助員というか、そういう方はやはり配置が必要かなと思います。特に、小学校5年生の移動教室というのは、おおむね体験型というか、子どもたちの興味関心によって班に分かれて何かいろいろ体験することが多いのではないかと。6年生は、歴史的な史跡を見学するというので、大勢一緒に見学することも可能なんですが、そういうことからすると、やはりその子どもたちのグループに応じて指導する方が大勢、先生だけではとても手が足りないかなと思いますので、いろんな方法があると思います。

こちらから補助員、付き添いがなくても、現地で農家の方とかいろいろなそういう体験をお持ちの方に指導者になっていただくとか、いろいろ方法はあるかなと思いますので、そういうことをいろいろ、学校なりにも考え開発していただいて、ぜひ子どもたちにはいろいろな体験が、興味関心によってそういう体験ができる

ように、補助員なり指導者なりを配置していただくような方法でお願いしたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、お願いします。

○学校教育部長（細谷訓之） 補助員の必要性は認識しておりますが、現下の財政状況の中では厳しいということでお答えさせていただきました。

今年度から、体験的な学習ということで、小学校の5年生移動教室に補助金を交付するというかたちで進めておりますが、制度化したのは今年からでありまして、更に外部人材を措置することは困難であります。今までの移動教室では、それぞれの学校が、様々な工夫をして、補助員を確保してきた実績がありますので、どういう形が一番有効なのかということも、今後の研究課題としてまいりたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ことし行われた体験教室で、何かそういったうまい事例とか、そういうのは何かございますか。

○指導主事（稲富泰輝） 幾つかの小学校で校外学習実施届けを確認しているところでございますが、うまく使った例というのは、やはり牧場での農業体験とか、あとは、現地のインストラクターを使って、比較的、教員だけでは安全性が確保できないものですが、例を挙げるとしましたらプロジェクト・アドベンチャーといって、少し大きなアスレチックのような施設で、みんなで協力し合おうといったときに、専門的な指導を。

ただ、値段のところもありますけれども、いい事例については広めていこうというふうに考えておりますので、これも研究課題として今後検討したいと思います。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。ありがとうございます。NPOとか、あとボランティアとか、現地でもそういうような組織というのも結構あると思いますので、ぜひそういううまい事例をなるべくうまく探って、ぜひ広げて、有効な体験教室にしていいただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

寺村委員、お願いします。

○委員（寺村豊通） 11ページの放射能汚染の給食のことなんですけど、昭島でも、うちは給食じゃなくて弁当を持っていかせたいというような親御さんはいらっしゃったんですか。

○学校給食課長（山下秀男） 今、小学校1校に1名いらっしゃいます。

○委員（寺村豊通） 対応はどうしていますか。

○学校給食課長（山下秀男） 学校を通じてこちらに連絡を入れていただいております、給食の配食を休止し、弁当を持参されているということです。先の期限については今考えてもらっているところですので、いつまでということの結論は出ていないんですけども、安心が出てきたら、また給食を再開するというような話になっております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
よろしいですか。

○委員（寺村豊通） はい。

○委員長（紅林由紀子） ほかに。
今の学校給食の関連ですけれども、12月の頭ごろの新聞の報道で、文科省のほうから学校給食の一定の放射能の値を目安として出したみたいなことが載っていましたが、放射能の量の測定を都なり県なりで、何件かそういうことをするような指示があったようなニュアンスの新聞記事を読んだんですけども、そのことについては、その後どうなっているのか、何か情報はございますでしょうか。

○学校給食課長（山下秀男） 12月1日に報道がありまして、すぐ文部科学省に問い合わせをしたんですけども、あくまでも機器を選定するときの定量下限値が40ベクレルまではかれる機器をとということで、文科省は機器の性能についての補助の条件を付したのだと。しかし、そこに40ベクレルを超えた値が出た場合には、その食材を除外して給食を提供するなど、対応に関する例示が載っていたので、目安とか基準とかというふうにとられてしまったと。文科省の担当者はそういう説明だったんですけども、これには省内でも解釈の違いがあるようで、今のところは、機種を選定に当たってはという補助の条件というところでおさまっているようですので、40ベクレルが、目安、基準というわけではないということでございます。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。じゃ、学校給食を測定しろというようなことではないということなんですね。

○学校給食課長（山下秀男） 17都県に対して各5台の放射能測定器を文科省の補助で導入し、給食食材の放射能測定にあてるという事業で、国の3次補正の中で1億円の措置がなされたことによる事業です。東京都で申し上げれば5台、申請すれば補助を受けて都内に設置し、給食食材の放射能測定にあてられるということですが、都内には学校数も多いですし、5台でどこまでできるのかというのは、都で今いろいろと方法等について詰めているところです。したがって、その方向によっては本市でも測定を、というようなことになるかもしれませんが、今は、その推移を見守っているところでございます。

○委員長（紅林由紀子） よくわかりました。どうもありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。
どうぞ、小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 社会教育の東部地区の図書館のことですが、市のほうでも東部地区にも必要ということはお考えになっていらっしゃるの、検討していただけたらと思いますが、あそこに今ある図書館が移転してしまいますと東部地区に図書館がなくなってしまって、昭島はやはり結構東西、JRで行くとたしか6駅あるかと思うんですが、そのぐらい横に長い市ですから、やはり東部、中部、西部は新図書館とか、西部もまたそれなりの施設があるかと思いますが、中央図書館、どんなに立派なのができる、住民の方たちが、やはり近くないとなかなか、東部のほうからあそこまで、自転車で行くにしても遠かったりということで、まして高齢の方になればなかなか難しいかと思しますので、東部の地域の住民の意見もありますから、ぜひそういうことで考えていただければありがたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。お願いします。

○生涯学習部長（伊東一彦） 答弁したとおりですが、移転しますと東部地区には、図書館がなくなってしまいますので、設置する方向で考えております。
ただ、厳しい財政状況ですので、新たに土地を購入するとかということではなく、いろんな方法が考えられると思います。たとえば、民間の土地開発を利用するなど、余り財政的に負担にならないような形で考えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。
では、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員（小林和子） 今の、全く一つの案というか、夢ごとなんですが、例えばJRの東中神の駅が、いずれ北側の開発のときに、あれがつくり直されるかと思うんですが、JRと市と協力して、JRの駅舎の上をそういう東部地区の図書館にするとか、そうすると通勤の方も利用しやすいのかなと、ふと思ったんです。全くの、そういう案もということです。

○生涯学習部長（伊東一彦） 一つの案ということでお聞きいたします。
いろいろな角度で検討させていただいて、よりいい方法で考えていきたいと思っております。実際には、規模等がまだ決まっていますので、その段階で改めて検討させていただくということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（小林和子） よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） では、どうぞよろしくお願ひいたします。
ほかには何かございますでしょうか。

1点お伺いしたいことがあるんですけども、先ほどの内山議員の中1ギャッ

プ対策ということについてなんですけれども、私もちょっと身近なところで何件か、中1ギャップから不登校になってしまった話とかもいろいろ周りで聞くんですけども、今、小中連携とか小中一貫教育とかいろいろ言われていますけれども、もともと小学校と中学校というのが、今学校を見せていただいてもやっぱり雰囲気はかなり違うという意味では、それはもともとからそうだったはずなのに、最近ここ何年かでこの中1ギャップということが非常に言われてきたというのは、どのようなことに原因があるのかなというのをちょっと考えてはいるんですけども、一つは子どもたちが、これは子どもたちが悪いとかそういう意味では全然なくて、やはりいろいろ変化とか不安に、もしかしたら少し弱いのかもしれないかなというようにもちょっと思っているところがあるんですが、その辺は指導室の先生方は、学校をごらんいただいている、昔と今とで、中1になったときに、そのギャップに、ちょっとつまづきがちになってしまうというようなことについて、どういった背景があるとお考えになっていらっしゃるかということをお伺いしたいと思っていたんですけども、お願いします。

○指導主事（松尾 了） こちらは、データですとか、根拠に基づいたというところではありませんので、それはちょっと申しわけありませんけれども提案していただきながらお聞きいただければと思いますが、例えばというところなんですけれども、兄弟関係です。兄弟関係によって、小学校と中学校のそれぞれの学校に所属している、その児童と生徒が遊ぶ機会が少なくなっているのがあるのかなと。そうしますと、例えば中学校の様子が小学校の児童に直接伝わっていく。

やはりこの中1ギャップについては、中学校の校長会ですとか、昨年度の研究協議の中でも、漠然とした不安が大きい。実際に中学校に入って生活を行っていると、そういった不安が解消されていく。実際に自分が中学校1年生になって経験して、終わったことについては不安が取り除かれていくというような報告もいただいておりますので、事前に、中学校ではこういう生活があるんだよということが小学生にたくさん伝わっていくと、少しでも不安の解消になっていくんじゃないかなというところは、予想されて、考えられております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

委員の先生方は、この件についてはどのようにお感じになっていらっしゃいますか。

○委員（寺村豊通） 今、少子化ということで、兄弟が少ないねというのもやっぱり少しあるのかなと思うんですね。兄弟がいると、上の子はいろいろあれでしょうけども、下の子というのは上の子の状態って、見ていないようで結構見ているんですね。ですから、上の子の友達だとか何だとかというのも、下の子というのはつき合ったりなんなりしていますので、そういった点では、うちの子どもを見ていると、別に上へ行くのは何ともないような感じですので、そういった点では兄弟云々で、兄弟がいれば、その友達とのつき合いがまた出てくるので、そういった点も、一人っ子が多いという面では、抵抗力というんですかね、そういったストレスに対しての、兄弟げんかもそうですけども、そういったところのストレスを

発散する場がないというか、相手が親しかいないあるいは先生しかいないという面では、なかなか解消しにくいのかなというようには考えています。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

小林委員、どうぞ。

○委員（小林和子） 日常的ではないんですが、よく小学生の卒業時期、3学期になって、中学生との交流ということで、中学校へ行って中学生の学校を参観したり、それからクラブをやっているとか、そんなような様子を見たりとか、逆に中学校のほうから生徒会の人たちが来て、中学校のあるいはクラブの、それぞれのクラブや部の部長さんたちが来て、自分たちの学校ではこんなクラブをやっているからと、入ってからの勧誘じゃなくて、事前にそういうふうに学校訪問してそういう交流を実際に行っている学校もあって、それはすごく、小学生って、中学ってどんなのだろうと不安、特に、今、寺村委員がおっしゃったように、兄弟がいない一人っ子の子どもたちが多いですから、そういう不安に思っていることが、中学生が来て話をしてくれると、それだけでも、小学生と中学生とは随分違いますから、特に二、三年生の大きくなった人たちが来て、親しく話してくれるというと、親しみも感じるし、それが中学校へ行ったときに、あのときに来てくれたお兄さんやお姉さんたちだということでも親しみが持てる。

それは小学校でも同じなんですね。幼稚園、保育園から今度小学校に上がるときの小さい人たちの不安というのを、また小学校の人たちが、そのときは6年生が主でしたけど、6年生が幼稚園、保育園に行って、1回だけじゃなくて、3週間ぐらいかけて3回ぐらい、自分たちで遊びを工夫したりとか、行って交流して、そうすると、6年生も、最初はすごく戸惑っていますけど、小さい子をどうやって扱ったらいいかわからない。それを一緒に遊ぶ、なれることによって、今度はこんな遊びを工夫してあげようとかいうようなことで交流ができて、6年生もそれで、小さい子をどんなふうに遊ばせるとかいうようなことで成長するし、幼稚園、保育園の小さい子はまた、小学校に対しての不安というのが少し解消されるという、そういう時期のギャップというのはそれぞれあるかと思いますが、それで全部解決ではないんでしょうけど、やっぱりそういう交流というのは必要かなということで、それぞれの学校でぜひそういうことを、やっていらっしやる所も多いと思いますが、これからもやっていただきたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

石川委員も、何か御意見は。

○委員（石川隆俊） 少し間違っているかもしれませんが、どうも最近親が子どもをかわいがり、あらゆる面倒を見て、心の中にも入っていったりし過ぎるんじゃないか。つまり、子どもはそういうふうなものに、もう当たり前だと思っていて、昔はそんなことはしてくれなかったし、このごろの子どもは、例えばテレビを見ているときに、前に親が座っていれば、見えないよとか、こういうふうなぐあいでは平気で言うわけですね。だから、つまり私は、だから少しわがままになってい

るところもあるんじゃないかと。

だから、自分でもってみんな考えてやっていたんだけど、今は至れり尽くせり、親が子どものことを、ちょっとかわいそうだったら、いい子、いい子ってやるでしょう。昔はそんなにやってくれなかったですよ。だから、そういう意味で、適応できないというのが、自分自身のほうが、そういう普段のトレーニングが悪いんじゃないですか。

○委員長（紅林由紀子） 若干私もそうかなというふうに、自分の子どもとも見ても感じる部分があるんですけども、やっぱりちょっと、親とか周りとかが、少し子どもを弱くしているような気がしなくもないかなというふうにも思います。

○委員（石川隆俊） いや、本当に、子どもがだんだん増長してきまして、幾らうちの中でも、だんだん言葉が荒くなってきまして、テレビを見ていたら、見えないとか言うでしょう。昔はそんなことを言ったら怒られたですよ。それはできないわけです。そういうふうに、僕はだからそういうときは、もうちょっと丁寧な言葉で言えとか言いますし、注意しますけどね。もっといい言い方がないかと。

○委員長（紅林由紀子） よくあります、そういうふうなことは。

○委員（石川隆俊） しかし、もっと親がしっかりして、子どもに一々迎合しないでやるということも必要じゃないかなと思います。

でも、わからない、一般の家庭で親が共働きで忙しいから、本当に接するのが少ないんだったら、これはまた別です。どうでしょう。

○委員長（紅林由紀子） 難しい問題ですね。木戸委員はいかがでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 感じ方も、それぞれ本当に個人個人違う感じがあると思うので、不安に思う子、あるいはこれから中学で頑張るぞということで希望を持って入ってくる子、いろんな子どもがいると思うので、去年というか、ことしから中学に入って、1学期のなるべく早い時間にすべての1年生をスクールカウンセラーとの面談で、いろんな気持ちを吐き出させて不安を取り除いたり、中1ギャップを緩和する、あるいはなくすような施策をとりました。これは効果を上げてくると思います。

まず、この事業を継続して行って、中学1年生の、もし不安な面があればそれを解消していく。これからこういうことをやりたいんだということがあれば、またそれを伸ばしてやるような、そんなような施策を充実させていきたいなど、そのように思っています。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

教育目標に「たくましい昭島っ子」というふうにありますように、やっぱり心の部分もたくましくなってほしいなど、この中1ギャップということを見ますと、私はちょっと感じます。それは、もちろん中1の時点でのカウンセリングという

のは非常に大きな効果を上げると思いますし、すごく大事なことだなど。今のその状態に対してのケアという意味では非常に大事だと思うんですけども、やはり小学校時代に、子どもたちをもう少し揺さぶってもいいのかなというふうな、そういうたくましい心づくりのための、そういった耐性みたいな環境づくりというのにも必要なのかなと私自身はちょっと感じました。

あともう一つ、すみません、少し長くなってしまいましたが、あともう一点、特別支援教育のことで聞いて、一つだけ意見というか感想を言わせていただきたいんですけども、いろいろなセミナーなどにも参加させていただきまして、そういった先生方のお話なども伺って、この問題というのは非常に大事ですし、まだまだ足りない部分が大いと思うんですけども、今いろいろな現状とか、御答弁いただいて、大変ありがたいと思うんですけども、一般のそういうセミナーとかに行っても、そういったお子さんとかを持っていらっしゃる方は非常に熱心によく勉強していらっしゃる方が多いんじゃないかなというふうに思うんですが、その周りの子どもの保護者あるいは周りの市民が、非常に理解度が低いというか、知識が薄いというふうに感じました。

これから先、もしも学校の中にそういう教室を必ず置かなければいけないというような、あるいは学校の教室の中にそういう子どもたちを個別の支援という形でやっていくとしたら、やっぱり周りの子どもたち、周りの保護者の方の理解が絶対に必要になってくると思いますので、それをどうやって広げていくかというのが非常に大事なんじゃないかなと。

よく幼稚園の保護者の人とか、いろいろなママ友とも話をするんですが、本当にわかっていないというような、知る機会がないから仕方がないのかと思うんですけども、通級とはどういうものなのかとか、支援教室はどのようなものなのかとか、そういったところでは何をするのかとか、そういった個々の子どもたちの症状というのはどういうものなのかとか、本当に全然何にもわからないという方が今の時点でもとても多いので、それについては、やはり何か手を打っていかねばいけないんじゃないかなと私は感じました。

すみません、長くなりましたけども、この件はほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) では、以上で報告事項1を終わります。

それでは、報告事項2 平成23年度中学生の「税についての作文」、「税の標語」について説明をお願いいたします。

○庶務課長(丹羽 孝) 報告事項2 平成23年度中学生の「税についての作文」、「税の標語」について御報告いたします。

まず、税についての作文につきましては、毎年、全国納税貯蓄組合連合会が主催しております、中学生に、作文を通じて税金の役割や大切さなどを学んでもらい、その意識の浸透が目的でございます。

また、税の標語につきましては、全国間税会総連合会が主催するもので、消費税を含む税の意識の高揚を目的といたしております。

この両事業とも、6月に、中学生向けに租税教育用副教材を配付し、それを使用した授業を通して感じたことなどを作文または標語として応募していただい

いるものでございます。

なお、税の標語につきましては中学1年生が対象となっております。

昭島市の中学生の税についての作文及び税の標語における各賞の受賞者でございますが、3の各賞の受賞者の欄に一覧が記載されておりますので、見ていただければと思います。

なお、税についての作文における昭島市長賞、昭島市教育長賞の選考につきましては、租税教育推進協議会の寺村代表幹事と、小谷野清泉中学校校長、紅林委員長に選んでいただきました。また、税の標語につきましては、教育長と3校の中学校長、また教育委員会事務局で審査し決定したものでございます。

その税についての作文及び税の標語の昭島市長賞、昭島市教育長賞の表彰式を去る12月19日に市長応接室で、租税教育推進協議会の寺村代表幹事及び立川間税会の長瀬代表の同席のもと行われました。

裏面を見ていただくと応募状況がでございます。応募状況につきましては、昭島市からは、税についての作文については590人が、税の標語につきましては903人と1年生全員の方が応募いたしました。昭島市の学校ごとの応募状況は記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

税についての作文、税の標語についての御報告をいただきましたけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。

よろしいですか。

かなり皆さん一生懸命まじめにというか、いろいろな角度から作文を書いていただいて、大変よく勉強されているなというふうに感じました。

それでは、この件は終わりたいと思います。

それでは、報告事項3 学校における冬季期間の使用最大電力の抑制について報告をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項3 学校における冬季期間の使用最大電力の抑制について御報告いたします。

この件につきましては、12月7日の校長会にて学校に依頼を行っております。

1の冬季期間の節電対策についてでございますが、夏のような数値節電目標は設定いたしませんで、国の電力需給対策を受けて、12月1日から3月30日の平日の午前9時から午後9時の間における使用最大電力の抑制をするため、その次に書いてあることの徹底をお願いいたしました。

まず、暖房中の教室内の室温でございますが、19度に設定させていただきました。通常は20度でございますので、1度下げさせていただきました。

また、学校の教室はすべて南側に面しておりますので、天気がよくて日が入る場合は、午前10時から午後2時ごろまでエアコンを切るようお願いしたところでございます。

以下の記載した内容は夏期期間の節電対策と同様なのですが、特にお願いしたのが、暖房中の窓、ドア、特に昇降口ですが、これをきちんと閉めるということ。

また、一番下段にあります体育館の照明については、外光が入る場合はつける照明灯の数を減らすこと。そこに書いてありますが、体育館の1基の照明灯が約400ワットの電気を消費いたします。教室の1室で、通常の蛍光灯が32ワットで、これが14本ございまして、掛けますと448ワットの電気量を消費するという事になります。体育館の1基の照明灯が1教室に匹敵するぐらいでございます。体育館は200ルクス以上の明るさが必要とされておりますので、外光があれば、特に窓側は十分その明るさを保てますので、そのようなお願いをさせていただきました。

体育館の照明ですが、列ごとに分かれて点灯できるような仕組みでスイッチがございまして、その辺をうまく利用していくということでお願いいたしました。

また、体育館では夜間の社会教育団体への貸し出しがありますので、その団体にも照明の数をなるべく減らすような依頼文を作成し、かぎの引き渡しのときにその紙を、依頼するような形をお願いしております。

2番の電力需給逼迫警報の発令時の対応についてでございますが、ちょっと聞きなれない言葉ですが、経済産業省では、冬季期間、電力の供給予備率の見通しが3%未満となった場合、電力需給逼迫警報を発令するようでございます。

裏面を見ていただくと、ここに電力需給逼迫警報のイメージということで記載されているんですが、前日の午後6時に、あしたの電力の需給状況が大変厳しいという警報が出る。そして、当日の午前8時に再度、いろいろなメディアを通して、また周知を図るようでございます。

この場合の対応なんですけど、また前のページに戻っていただいて申しわけございません、学校では暖房の使用について、天候にかかわらず、午前10時以降の使用を中止することといたしております。電力がなくなってしまうからでは元も子もございませんので、これについては大変厳しい措置なんですけど、そういうふうをお願いいたしました。この場合、当然教室内は寒くなりますので、学校には、このときの対応を保護者に事前にお知らせして、電力需給逼迫警報が出た場合は暖かい服装で来るようお願いしたところでございます。

関東地方の場合は、幸いにもこのような状況にはなりにくいような状況はございますが、念のための措置ということでお願いいたしております。

続きまして、3ページを見ていただくと、そこに使用最大電力のグラフがございまして。このグラフを見ても分かりますとおり、午前10時ごろから一気に電力がずっと上のほうに、ピークに近づいており、先ほど言いましたように、天気のよい日は暖房を10時に切って、最大使用電力のピークカットをしていくということでございました。

次に、4ページをごらんください。学校ごとの、4月から10月までの、前年と比較しての節電状況の一覧表でございます。前年との削減率を表記してありますが、小学校平均では27.3%、中学校平均では29.4%の節電に努めていただきました。また、夏季期間、7月から9月につきましては15%の削減ということで数値目標をお願いしたわけですが、その期間の学校の平均は、小学校では30.9%、中学校では32.2%の削減が達成されております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

冬季期間の節電についてですけれども、この件につきまして何か御質問や御意見がございますでしょうか。

寺村委員、お願いします。

○委員（寺村豊通） これはよく小中学校で削減率、27%とか、中学校で29%とかと出ていますけど、これだけ削減してくると電力使用料も結構減ってきていたんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） そのとおりで、すごく大きな金額になっております。

○委員（寺村豊通） これが続けられれば、やっぱり節電と経費節減を兼ねてやれば、続けていってもいいのかなというように思っていますので、またよろしくお願ひします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 今学校のほうに、午前10時から2時まで節電ということで、今の4ページの表を見ましても、一番節電できるのは冷暖房じゃないかなと。6、7、8月、この辺で四十何%というあれをしているのは、やはり夏の冷房の削減した効果が大きいのかなということとしますと、冬の暖房も同じようだと思うんですね。

それで、学校の場合は、10時じゃなくてもっと早く、というのは、学校の始まりは早いのですから、8時ごろ始まるということは、もうちょっと前に集中暖房をつけると思うんですね。そうすると、もう9時ごろには結構温かくなってきて、とめられるので、大体9時ごろとめていたと思うんですね。

ですから、日が出なくて寒い日は別ですけど、そうじゃなければ9時から。それで、午後3時ぐらいまで結構、昭島の学校って全部、今おっしゃったように南向きのハーモニカ校舎でよく日が当たりますから、そうするとすごく温かいので、子どもたちやっぱり、夏も冷房しないで我慢ということでして、冬もむしろ寒いぐらいのほうが体を鍛えるためにも、余りもやしっ子にならないようにするためには、少し寒さにもこの際、そういう強さも必要かなということで、病気や何かのお子さんは別ですけど、普通の子どもにはもっと寒い中で体力、それこそ、寒ければうんと動いて運動してとか、外で遊んでとかいうことで、体を鍛えるいいチャンスじゃないかなということで、時間的にも、ここにしたのはこれでいいとは思いますが、文書じゃなくとも内々、9時から3時ぐらいまでは暖房をとめられるんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。はい。

○庶務課長（丹羽 孝） 学校に一度、この件について調査させてもらったことがあるんですが、そうしましたら、学校もその辺はよく理解されておりました、もっと前

から時間を切っておりましたので、学校もよく理解できていて、その辺で協力してくれているみたいでございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

そうですね、暑いよりは寒いほうが、鉄筋の建物でもありますし保温性も割とあるのかなと思いますので、冷房よりも暖房のほうが節電しやすいかもしれないですね。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

では、ぜひともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして報告事項4 平成24年度入学予定者就学時健康診断受診状況についてお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項4 平成24年度入学予定者就学時健康診断受診状況について御報告いたします。

平成24年度に入学を予定している学齢児の健康診断でございますが、対象となる児童は、10月1日現在の住民基本台帳に登録されている方、10月1日以降、本市に転入された方、住民登録はないけれども本市にお住まいの方、入学時までに本市に転入の予定の方及び外国籍であるけれども本市の学校での就学を希望する方でございます。

健康診断につきましては、10月21日の玉川小学校から始まり、11月22日の共成小学校まで、延べ12日間にわたり実施いたしました。この間、各学校の学校医、学校歯科医、教職員の皆様の御協力を得て無事終了することができました。

就学予定者数は、男児482人、女児451人、合計933人で、去年の963人と比べると30人の減少でございます。

実受診者数につきましては、都合により他校での受診をした児童を含めた各学校の受診者数でございます。欠席者数は、男児24人、女児20人、合計44人でございます。欠席者の内訳といたしましては、私立の学校を受験した児童が10人、就学相談により、あきる野学園等に通学する予定の児童が8人、就学時健康診断を欠席したため、後日、入学予定の学校医、学校歯科医で受診するよう医療券を発行した児童が15人、住民票は残っているけれども実際に居住していない児童及び10月1日以降転出した児童が11人となっております。

今後につきましては、この数字をもとにして転入・転出の把握をしながら、平成24年4月に向けての学級編制作業を行ってまいります。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問や御意見等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

私も初めてとし、この就学時健診を体験させていただきました。先生方も、個別に面談していただいたりとかして、非常に安心できる環境をつくっていただいているなというふうに感じました。

自分もその一人でなんですけれども、待合室で待っているときにちょっと保護者がうるさいなというふうに感じました。先生方が声を張り上げていてちょっとかわいそうだったなというふうに思いますので、その辺をやはり、最初が肝心ですので、先生方ももうちょっと注意していいのになと思ったりもしました。ということです。

それでは、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項 5 成隣小学校・田中小学校の通学区域に関する説明会の実施について説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項 5 成隣小学校・田中小学校の通学区域に関する説明会の実施について御報告いたします。

平成23年度から小学校第1学年の35人学級が実施され、来年度から第2学年が35人学級となる予定です。今後、第3学年から第6学年まで順次実施された場合、児童数をゼロ歳児から5歳児の実数を使って予測すると、成隣小学校の教室数が不足することが想定されます。そのため、成隣小学校・田中小学校の通学区域を一部見直しすることについて説明会を実施します。

日時でございます。1回目が平成24年1月29日、日曜日、午前10時から。2回目が平成24年1月31日、火曜日、午後7時から。会場は市役所1階市民ホールでございます。対象につきましては、見直し区域内に在住の平成24年度から平成29年度までの入学予定者の保護者及びそれ以外の市民の方でございます。内容といたしましては、田中町一丁目の一部、二丁目の一部及び大神町二丁目を、成隣小学校から田中小学校の通学区域にするというものでございます。

恐れ入りますが、裏面の地図をごらんください。中央の太線で囲まれた区域が見直し区域でございます。また、その周りの点線が成隣小学校・田中小学校の通学区域でございます。この中央の太線の区域を、現在の成隣小学校の通学区域から田中小学校の通学区域とするものでございます。

表の説明に戻ります。実施時期は、平成25年度の新入生から適用するものでございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問や御意見がございますでしょうか。

成隣小学校の学区域の一部を田中小学校の学区域に変更するための説明会を行うということですが、よろしいでしょうか。

第2学年が35人学級となる予定というのは、これはもう大体そうなりそうというふうな感じなんですか。

○学務課長（浦野和利） ことしの9月ですけれども、文科省がそういう方針を固めたという報道はされております。それ以上の詳しいことはまだ聞いておりません。

○教育長（木戸義夫） 法律で35人学級にするという制度化は見送られたけれども、教員を900人加配するというので、ほぼ全部、35人学級が、2年生も実現できるだ

ろうということで、財務省と文科省がこれは合意に達した。これは新聞報道ですけども、そうなったということですね。

ですから、法律で決められていないので、都道府県によっては、例えばそれに従うという必要は別がないということですね。

○委員長（紅林由紀子）　じゃ、状況によってというか、ことし入る……

○教育長（木戸義夫）　ほぼ全部、そうなると思いますね。保護者とか、周りがそういう要望をしていますから。

○委員長（紅林由紀子）　例えば、ことし1年生が途中で分かれたところと、分かれなかったところがありますね、学校の中で。

○教育長（木戸義夫）　ありますね。

○委員長（紅林由紀子）　そういう場合は、その子たちが2学年になったときに、分かれなかったところは、もうそのまま持ち上がりで1クラスのほうがいいんだというふうなことだったら、そのままいくという感じなんですか。

○教育長（木戸義夫）　それも許されるということで、T Tという形をとります。

○委員長（紅林由紀子）　それは学校ごとに決めてもらうという。

○教育長（木戸義夫）　そうですね。判断してもらう。それをやるには、きちんと保護者に説明して納得していただくと、そういう必要はあります。

○委員長（紅林由紀子）　はい、わかりました。

○委員（石川隆俊）　これはもちろん1年生から6年生まで全部が対象であるわけですね。

○教育長（木戸義夫）　今制度化されているのは小学校1年生だけなんですね。これは法律で決められている。

○委員（石川隆俊）　学区域の、そこにいる人は全部移動して……

○委員長（紅林由紀子）　お願いします。

○学務課長（浦野和利）　変更につきましては25年度の新入生から変えるということで、現在通っているお子様を転校させるということではございません。

○委員（石川隆俊）　そうすると兄弟ばらばらということは起こるわけですね、もちろん。

- 教育長（木戸義夫） いや、それは保護者の要望によっては、特例で申請をしてもらうことになります。
- 委員（石川隆俊） でも、基本的にはこれはしようがないというか、反対する理由は余りないような話ですね。
- 教育長（木戸義夫） 過去にはあったんです。
- 委員（石川隆俊） そうですか。
- 委員長（紅林由紀子） そうですね。なかなか難しい状況があったようなんです。
兄弟が、上が成隣だから、やっぱり下も成隣に入れたいみたいな、そういったときはそれを認めるというような感じの方向になるわけですね。逆のケースもあるわけですから。成隣にいたんだけど、下の子が田中になるから、そこで転校して、転校はないとは思うんですけども。
- 教育長（木戸義夫） そういう要望があればお聞きするということになりますね。
- 委員長（紅林由紀子） わかりました。
はい、寺村委員。
- 委員（寺村豊通） これ、学区が変わるといのは、この線で囲まれたところに住宅がふえたとかそういうようなことなんですか。
- 学務課長（浦野和利） 特に大きいマンション等ができたということではないんですけども、相続等によって畑を売って住宅が建つということはあるようでございます。
- 委員（寺村豊通） この辺は畑が多かったんですかね。
- 学務課長（浦野和利） あと、クラス数が増えることにつきましては、やっぱり35人学級の実施というのが大きな要因になっておまして、成隣小学校については1学年七十数人で推移するようですけども、40人学級でしたら2クラスで済むわけですけども、35人になりますと3クラスが必要になってしまうということでございます。
- 委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。
ということで、これは、子ども会とかそういった部分とか、あれはどうなるんですかね。例えば田中小地区になってしまうと、子ども会は、子ども会ごと移れる感じなのか、それとも分断されちゃうとか、その辺はどうなんでしょうか。
- 学務課長（浦野和利） 田中町の一部につきましては、今まで自治会等が田中町のほうと分かれていたんですが、そこを一緒にしてくださいというような御要望があっ

たんですが、それについては解消されるということになると思います。

ただ、大神町につきましては、これから分かれてしまうということになります
が、その点については、現在のところ、特に支障があるというようなお話は伺っ
ておりません。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。

では、また説明会をするといろいろ御意見が出るとは思いますけれども、どうぞ
よろしく願いいたします。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

続きまして、報告事項6 「ふれあい月間（平成23年度第2回）」の取り組み
の調査結果について報告をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） 報告資料6 ふれあい月間、いじめ問題の取り組みについて、
資料をもとに御説明いたします。

東京都教育委員会が実施しましたふれあい月間の昭島市における調査結果をも
とに資料を作成いたしました。

初めに、1、いじめの認知件数について御説明いたします。6月に、こちら第
1回の調査を行っておりますが、この6月の第1回の件数と、11月の第2回の件
数を掲載しております。

調査の結果、小学校においては両回を合わせて66件のいじめの認知がされまし
て、うち59件が解消。中学校におきましては、両回合わせて43件のいじめの認知
がされ、29件が解消という状況でございます。

続いて2番、いじめを認知したきっかけについて御説明いたします。第2回の
調査結果を見ますと、小学校においては、担任等によるいじめの発見、中学校に
おいては、担任等によるいじめの発見と、いじめられている生徒からの直接の訴
え、相談ということが多いという結果になっております。

3番目でございます。いじめに対する学校の取り組みについて御説明いたしま
す。裏面でございます。本調査期間中、各校におきましては、ふれあい月間実践
シートという、こちらはいじめに関する取り組みですとか先生方の取り組みの内
容が記載されている東京都から送られてきましたシートなんですけれども、こち
らを全教員に配付いたしまして、いじめが校内でないかを再確認するとともに、
いじめの未然防止の取り組みについての意識を高めていただきました。また、学
校の実態や児童生徒の発達段階に応じまして、担任による児童生徒の観察を丁寧
に行ったりするなど、いじめの早期発見に努めました。また、教職員間の共通理
解の場を設けたり、児童会、生徒会の活動などで御指導いただいたりというこ
とで、いじめの未然防止及び早期発見、解消に取り組んでいただきました。

2月にも本調査が行われる予定ですので、現在解消していないものについては、
また丁寧に各学校と連携をとりまして確認をとってまいりたいと思います。

簡単ではございますが、以上、御報告とさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ふれあい月間の調査結果の報告でしたけれども、この件につきまして何か御質

問や御意見がございましたでしょうか。

○委員（石川隆俊） ちょっと省かれているので、文章のことをもう少し。学級担任などによるいじめの発見なんですけど、これは「クラスの学級担任などによるいじめ」のところで切ると。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。わかりました。そうですね。いじめの発見が……

○委員（石川隆俊） そこで終わるんですよ。

○委員長（紅林由紀子） ということで。よろしいですか、その件は。
では、小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 今の2のいじめを認知したきっかけの表の中の、地域からの連絡、相談というのが1件だけあるのですが、その辺の、どんな状況かおわかりになりますでしょうか。

○指導主事（松尾 了） こちらは、地域からとありますけれども、同じ学校内の保護者の中で、地域にかかわる活動をしていらっしゃる方から、その活動の状況なりを、その子どもたち、児童たちの様子を見ていた中で、これはもしかしたらそうかもしれませんねということで学校のほうに情報提供をいただきまして、それでこのいじめが認知されたという件でございます。

○委員（小林和子） それで、感想というか、1件だけでなかなか、子どもたちが地域と余りかかわりがなかったりするんで、1件でも地域の方がそういうふうに、もしかしたらということでおっしゃってくださったのはよかったなと思ひまして、今後こういう地域からでも、やっぱり地域の子もたちを見ていこうというようなことで、そんなふうなこと、ちょっとでも疑問があったら、そういうふうに学校に連絡してくださるとか何かがあると、増えていくといいかななんていうふうには思いました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。本当にそのとおりですね。
このいじめの未解消件数については、これは継続して未解消のままずっと来ているというものも含まれて7件と14件というふうに思えばよろしいですか。

○指導主事（松尾 了） こちらの未解消件数なんですけど、第1回の時点、6月の時点での未解消と、この11月の調査の未解消ということで分かれておりまして、実は、この6月のところで未解消であったいじめが、そのまま11月にも重ねて報告されているということにつきましては、小学校で1件、中学校で4件、つまり6月からなかなか解消に向かっていないというものについては、小学校で1件、中学校で4件ということで報告をいただいております。

ただ、こちらの1件と4件につきましては、現在も、担任の先生ばかりではな

く、学校でその児童もしくは生徒を見守っている。現在も継続指導中ということで、また、いじめを受けている児童生徒については、学校がきちんと連絡をとっていただいて、その後の保護者との関係も今つくっていただいているということで御報告いただいておりますので、また第3回の2月の調査のところで注意深く、私たちも確認をとらせていこうと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この間、いつか忘れたんですけども、新聞に、いじめに負けないとか、いじめと闘うみたいな、そういう記事が載っていて、立川に住んでいる、東村山じゃない、どこかの市の職員の方が、いじめと闘うための子どもたちを応援するような本を出したという。メール相談とかも非常にたくさんあるというような、そういう人の記事が載ってまして、具体的にいじめと闘うための方策みたいなものいろいろ載っていて、なるほどなというふうにちょっと思ったんですけども、ああいうのを本当に学校に、クラスに貼り出すじゃないですけども、そういうふうには、そういうことで負けないように、みんなが応援しているよというようなムードづくりというのも一つあるといいのかなと感じました。

何かひそやかにひそやかに、腫れものに触るように水面下でやることも、それぞれの状況によっては大事だと思うんですけども、まずやっぱりいじめに負けてしまわないように、その子のことをみんなが応援しているよというようなエールも必要なのかなというふうに感じました。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、この件については終わりました、続きまして報告事項7 昭島市学校給食配置員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則の承認について報告をお願いいたします。

○学校給食課長（山下秀男） 昭島市学校給食配置員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則の承認について御説明申し上げます。

本規則改正につきましては、東京都人事委員会勧告に基づく昭島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、学校給食配置員の報酬月額及び特別報償の支給率につきまして、一般職の職員に準じて改正いたしましたものでございます。

具体的には、次のページをお開きください。新旧対照表にて改正内容を説明させていただきます。表中、下線の部分が改正点でございまして、右の欄が旧、左が新となっております。

まず、第2条第2項の報酬月額を、旧の欄にある14万3,500円から100円減額し、14万3,400円といたしましたものでございます。

次に、附則第2項、平成23年12月に支給する特別報償の特例でございしますが、給食配置員に平成23年12月に支給する特別報償につきましては、昭島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定は、同項中「100分の147」とあるのを「100分の148.5」と読み替えて適用するとしたものを、給食配置員に平成23年12月に支給する特別報償については、第3条の規定にかかわらず、昭島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第

4項の規定は、同項中「100分の135.5」とあるのを「100分の136.5」と読み替えて適用するといったものでございます。これが少々わかりづらいかと存じますが、要は改正して100円減額した報酬月額を4月まで遡及して適用する関係で、4月からの減額分を特別報償の中で調整といいますか精算するために、附則を改正したものでございます。

施行日につきましては、恐縮ですが前のページに戻っていただきまして、最後の行になります。平成23年12月1日から施行するものでございます。つきましては、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、平成23年11月30日付、規則改正の公布を行いましたので、本日の教育委員会において御承認いただきたいものでございます。

なお、本日、資料配付のみとさせていただいておりますが、報告事項12、13、14の、昭島市立会館、昭島市みほり体育館、昭島市民会館・公民館の管理員の雇用及び勤務条件等に関する要綱の一部を改正する要綱による各管理員の賃金月額を減額する改正に関しましても、給食配置員と同様の趣旨から改正いたしましたものでありますので、これは御承認いただく案件ではございませんが、関連として申し添えるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

給与規程でございますが、この件につきましてはよろしいですね。特に御質問等ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、この件につきましては終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項8 学校給食調理業務の民間委託について、説明をお願いいたします。

○学校給食課長（山下秀男） 学校給食調理業務の民間委託について御報告申し上げます。

本年4月から実施いたしました多摩辺中学校に続き、自校給食中学校における給食調理業務の民間委託化方針に基づき、実施いたしますものでございます。

委託対象校及び開始予定日につきましては、瑞雲中学校において平成24年4月1日からの開始を予定しております。

委託業務の範囲につきましては多摩辺中学校と同様、既存の給食調理業務全般とし、調理、配缶、運搬作業、食器等洗浄・消毒・保管作業、施設設備清掃・点検作業、残菜等廃棄物処理作業などを委託業務の範囲といたすものでございます。

民間委託へ向けた今後の予定につきましては、保護者及び学校への説明を、文書によるお知らせや、必要に応じて説明会を開催するなど、PTAの方々と相談しながら対応してまいります。

予算措置につきましては、平成24年度一般会計当初予算への措置を予定いたしております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

多摩辺中に続きまして、瑞雲中の学校給食調理業務の民間委託ということなんですけれども、この件につきまして何か御質問や御意見はございますでしょうか。

多摩辺は、これで1年になるかと思うんですけれども、実際のその業務の状況とか、あと保護者や子どもたちの反応等についてはいかがなものでしょうか。

○学校給食課長（山下秀男） もう9カ月が経過する中で、非常に生徒たちの評判もよくて、運営も円滑になされているような状況です。トラブルもほとんどありません。衛生管理意識も非常に高く、会社独自の衛生管理上の抜き打ち検査を、これは既に2回実施されております。非常に厳しい検査内容となっております、衛生管理の意識が高いという印象を持っております。

生徒の評判に関しましては、1学期の終わりにアンケートをとりましたが、味等について、変わらないとする生徒、それから、よくなったという生徒、悪くなったという生徒もおりましたが少数で、おおむね変わらないかよくなったというような評価を得ています。また、実際に残って出る残菜量につきましても、10月までの統計なんですけれども、2%ぐらい減っているという報告がございました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

悪くなったというのは、どんな点にひっかかったんですか。

○学校給食課長（山下秀男） 2年生の2つのクラスで、少し偏った結果になっていて、その辺がよくわからないんですけども、「まずくなった。」などの強い発言があるとそっちに寄っちゃうというようなところがあるようです。でも、残った量から見ると、評価はいいのかなというふうに感じております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

○委員（石川隆俊） でも、これは調理過程が多いと思うんですけども、食材の調達とか、それから、どんなおかずにするかという計画ですね、これは当委員会が、教育委員会がやっているんですか。

○学校給食課長（山下秀男） 全部教育委員会でやっております。食材の調達も。

○委員（石川隆俊） 食材調達も、じゃ、こちらが立ち会ってやるような形ですか。

○学校給食課長（山下秀男） 食材の選定、調達は、教育委員会が行うことになっておりますので、市の栄養士が食材を選定し、納入時に立ち会っております。

○委員（石川隆俊） うどんの場合は工場に全部委託しちゃうところもあるんですよ。

○学校給食課長（山下秀男） 丸ごとというところもありますけれども、栄養士が行う献立の作成や食材の選定、調達に関しましては、委託しておりません。

○委員（石川隆俊） なるほど。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

多摩辺での評判もいいということですので、瑞雲中でも同じように、ぜひいい形で委託が進めばというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、この件は終わりました、続きまして報告事項9 アキシマクジラの化石について報告をお願いいたします。

○社会教育課長（片岡国幹） アキシマクジラの化石について御報告いたします。

昭和39年に、国立科学博物館より研究のための借用依頼がありまして、アキシマクジラの化石の貸し出しを行ったところでございます。

当時研究に携わっていた国立科学博物館の尾崎先生、それから鯨類研究所の西脇先生がお亡くなりになり、現在では研究が中断しているという状況でございます。さらに、これまで貸し出しを行ってまいりました国立科学博物館の新宿分館でございますけれども、本年度、平成23年度をもって新宿を閉館して、つくば市へ移転するということになっております。

こうした状況の中で、新たな研究者を探したところ、群馬県立の自然史博物館で受けていただけることになりました。現在、新宿分館で保管している化石と、それから本庁舎1階に化石の一部を展示してございますけれども、研究のために一括して群馬県立自然史博物館へ移送するものであります。研究ということで、一括の保管が必要というふうに伺っております。

群馬県立自然史博物館は群馬県富岡市にございます。名誉館長であります長谷川善和先生は、以前に国立科学博物館の新宿分館にいらっしゃいまして、このアキシマクジラの研究に一時期携わっていただいております。それから、また、学芸系の副主幹であります木村敏之先生につきましては、数少ない日本のヒゲクジラの研究者というふうに伺っております。

新宿からの移送につきましては来年24年1月を予定しておりますので、これに合わせて本市にございます展示しているものについても群馬のほうに移送したいというふうに考えています。

研究期間なんですけれども、化石のクリーニング等を含めて、論文発表までということですので、相当な期間がまだこれから要するものというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

アキシマクジラの化石が群馬のほうに移送されるということですのでけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 私は割合この辺の分野の人は知っているのですが、新宿分館のことも知っていますが、新宿分館に何年預けていたか知らないけど、余り成果が出ないうちにまた移すということですよ。

それで、これは研究といっても、要するに子細にそれを調べて形をどうだとか書くので、いわゆる生物学の研究の中では割合と特殊な人がやっている分野だと思いますけども、一つには昭島はこれからそういう博物館をつくることはないけども、図書館ができますから、そういうときにこのアキシマクジラを昭島にこそ置いて価値があるんじゃないかと思います。だから、余り長く貸さないほうがいいような気がしますね。

それで、例えばいわき市にイワキリュウがあって、あれは一種の共有物で、そういうふうになって、それでイワキリュウだったらいわきにいて、アキシマクジラは昭島にいたほうが、私はいいように思いますけどね。だから、余り気前よく、いつまでもいいよと言わないほうがいいような気がするんです。

○委員長（紅林由紀子）　ということですが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（片岡国幹）　研究につきましては今ほど申し上げましたように、お話を伺いますと、いろんなものと比較して、既存のものと比較して特定する。現状ではまだ、アキシマクジラというふうには、発表はされておりますけども、正式に認められているものではないので、その研究をした上で、正式にアキシマクジラという命名ができるというふうに伺っています。そのために若干時間を要するというのでございます。

今、12月1日から、社会教育複合施設のパブリックコメントをさせていただいておりますけども、この中に郷土資料室を含めておりまして、この中でも御意見をいただいております。ぜひアキシマクジラの一定の展示というご意見も伺っています。化石そのものの展示というのはかなり難しいのかなと思いますので、そのほかの方法などを今後、検討していきます。

○委員（石川隆俊）　大きさはどのぐらいありましたっけ。

○社会教育課長（片岡国幹）　16メートルです。

○委員（石川隆俊）　16メートルある。では、例えばですよ、今度できる図書館とかそういうところの一部にそういうコーナーでもつくって見せるとか、もちろんそれは、今に昭島の博物館もできるかもしれませんが、群馬にあるように、そんなものができたときには、いつか見せる一つの品物ですよ。

今、民具とかいろんなものがあるみたいですけども、ただ、余りそういうまとまった展示はないですよ。これは、これから先のことでしょうけども、そのときにやっぱり、クジラを取られちゃったという心配がある。

○委員長（紅林由紀子）　そうですよね。今の市役所のあそこは、じゃ、もうもぬけの殻になっちゃうという。別にあその今置いてある部分にはレプリカをつくってそこに置くとか、そういうわけでもなく、ただ空になっちゃうという形になるわけですか。

- 社会教育課長（片岡国幹） 現在のロビーでの展示でございますけれども、背骨の一部と上腕骨の一部がありまして、そのほかにアケボノゾウの足跡とか、それからイヌ類の骨とかがありますので、今回運び出すのはクジラの骨だけです。ほかのものは残しまして、現在こういう形で研究中だというような明示をしていきたいというふうには考えています。
- 委員長（紅林由紀子） なるほど。わかりました。
私もことしの夏、丹波にタンバリユウの化石を博物館に見に行ったんですけど。
- 委員（石川隆俊） 最近は、その地方で持っていますよね。
- 委員長（紅林由紀子） はい。やっぱり、非常に、町おこしというか。
- 委員（石川隆俊） イワキリュウとか、それぞれ地元でみんなを持っています、ただ、日本は余り化石の保存はよくないところだから、そんなすばらしいものを持っているところは少ないんですけどね。
これは何十万年前のものですか。この化石は。
- 社会教育課長（片岡国幹） 160万年前です。
- 委員（石川隆俊） 160万年。ということは、人間がこの世に出てきてから間もなくですよ。人間の、人類の誕生。
- 委員長（紅林由紀子） この社会複合教育施設のあれともあわせて、とにかく研究にはもちろん一定の期間がどうしても必要だとは思いますが、余りのんびり、そのままほっておかれるというようなことなどないように、時々見張っていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。
それでは、続きまして報告事項10 第8回昭島市自治会ブロック・事業所等交流綱引き大会について報告をお願いいたします。
- スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、昭島市自治会ブロック・事業所等交流綱引き大会について御説明いたします。
第8回目を迎える今大会は、来年2月5日、午前8時30分より、いつもと同じ昭島市総合スポーツセンターで行います。
できるだけ多くの人に参加していただきたいと考え、昨年からは参加資格を事業所等まで拡大し、ことしは商工会長にも実行委員に加わっていただきました。
申し込みは、1月13日まで受け付けております。
以上です。よろしく願いいたします。
- 委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。
この件につきまして、何かございますでしょうか。

ことし、綱引きについては1件事故もございましたので、そういうことは絶対ないと思いますけれども、くれぐれもけが等のないように、特にやっぱり御高齢の方は腰がぎっくりしたりとかということもあるかと思imasので、その辺、重々御注意いただければというふうに思imasので、どうぞよろしくお願いたします。

では、この件は終わりました、続きまして報告事項11 第二次昭島市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について説明をお願いたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項11 昭島市第二次子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施につきまして御報告させていただきます。

平成19年に策定した昭島市子ども読書活動推進計画が平成23年度末で計画期間が満了するのに伴い、平成24年度以降の推進計画を策定するため、庁内の検討委員会において検討後、学識経験者、関係団体の代表者、公募の市民委員による委員会を設置し検討を行い、第二次昭島市子ども読書活動推進計画（素案）を取りまとめました。お手元の冊子でございます。

この素案につきましてパブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の御意見をお聞きすることになりました。実施期間は平成24年1月11日、水曜日から、平成24年2月10日、金曜日までで、意見提出の方法は、持参、郵送、ファクシミリまたは電子メール。資料の入手方法は、ホームページからのダウンロード、市施設での配布及び郵送。周知の方法は、「広報あきしま」1月1日・15日合併号及びホームページへの記載を予定しております。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくお願いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

第二次の昭島市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントを実施されるということですのでけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。

この報告資料11の中に、この素案自体も今回つけていただきましたので、この件につきましてでも結構ですので、何か御意見や御感想などございましたらお願いたします。

小林委員、お願いたします。

○委員（小林和子） このパブリックコメントを実施するときに、一般の方でこういうのに関心を持っていらっしゃる方というのは、多分小さいお子さんをお持ちの方が多いいのではないかと思いますので、そういう場合に、小さいお子さんを連れてきた場合の託児施設というんでしょうか、世話をしてくださる方とか、そういう方たちのことはどうなっているんでしょうか。夜だから……

○委員長（紅林由紀子） いや、これはパブリックコメントですので、この期間中いつでも受け付けるというような形なわけですね。

○委員（小林和子） わかりました。どこかで開催じゃないですね。資料でということ。

○委員長（紅林由紀子） 資料を見て意見を言っていただくと。

○委員（小林和子） わかりました。すみません。実際に、市民説明会と今勘違いしちゃいましたから。はい、わかりました。

○委員長（紅林由紀子） というような形ですね。

一つちょっとお伺いしたいことは、この素案の中についてになってしまうんですけども、17ページの学校図書館支援センターというのは一体どういうものなのかなんですが。

○市民図書館長（太田 勇） 学校図書館支援スタッフとの連携協力の下、学校図書館の機能の充実を図るもので、昭島市には学校図書館支援センターはございませんけれども、これからの推進計画の中に、こういう機能の充実に努めていく必要性を記載しております。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。実際には、どこか他市とか、また県とかで、こういったものをつくって推進している、そういったところも、実施例などというものがあるわけなんですか。

○市民図書館長（太田 勇） 実施している市名をあげることはできませんが、調査したところそういう実例はありました。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。わかりました。

非常にやっぱり、学校図書館自体を運営するのは、基本的には先生にお任せされているわけですね。そういった中では、もちろん保護者の方のボランティアとか入って、図書の整理とかされたりされていると思うんですけども、もっと有効に学校図書館を活用するにはこういったものがあるといいかなというふうには思ったりして、その辺、何か、指導主事、ございますか。

○指導主事（稲富泰輝） こちらの庁内の検討委員会のほうに私も参加させていただいて、市民図書館の方々の御協力をいただいている部分がありますので、この支援に向けての方向性が出てきているかなと思います。例えば、ことし、学校の図書ボランティアに対しての説明会をやっていただいていますし、あとのところでは、小学校教育研究会の学校図書館部会のほうに毎月、太田館長を初め市民図書館の方に出させていただいて、こういう本の活用があるよとか、積極的な貸し出しについてアピールされていますので、今やっている活動を、またどのように整理していくかということが、その組織のほうにつながっていくのかなというように考えております。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。じゃ、このセンター構想というのは、別にセンタ

ーって建物とか何か、そういう部署があるとか、そういうイメージとはまたちょっと違うわけですか。

○指導主事（稲富泰輝） やはりセンターという施設のところになってくるとかなり難しいところがあるんですが、センターという名称をつけながらも、支援できるような組織も、この後、指導室と、また市民図書館と連携して考えていければと思っています。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。この素案をちょっと読ませていただいて、非常に子どもたちの読書を進めていくために、本当にあらゆる機会とか、あらゆる場所をとらえて推進していこうというような中身が書かれていて、非常に心強いなというふうに私は感じました。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、パブリックコメントが実施された暁には、またいろいろ御報告いただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で報告事項の1から11までの説明が終わりました。

報告事項12から23までは、資料配付のみとしておりますが、御意見、御質問は、中身について何かございますでしょうか。

日程的なものとしましては、15の特別支援学級合同学習発表会とか、食育シンポジウム、辞令伝達式などなどの日程もございますので、委員の先生方におかれましては、そのあたり御確認いただければというふうに思います。

それじゃ、よろしいですね。

○スポーツ振興課長（石川千尋） 駅伝の御案内をお持ちさせていただきましたので、後で配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。新春駅伝ですね。よろしいですか。

では、続きましてその他の事項につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

よろしいですね。

次に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 次回の教育委員会定例会日程でございますが、1月19日、木曜日、午後1時から、市民交流センターとなっております。

委員会終了後は、教育委員さんと傍聴者との懇談会がございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） 午後1時ですね。

○庶務課長（丹羽 孝） はい。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。1月19日、午後1時から、市民交流センターで

ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、長時間になりましたけれども、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第12回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

平成 年 月 日

署名委員

3 番 委 員

4 番 委 員

調整担当